

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	財政課
処分の名称	使用料の督促及び延滞金
処分権者	市長
根拠規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条
基準規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条
処分基準	<p>周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条 （督促及び延滞金）第5条 使用料を納付期限までに納付しない者があるときは、市長は、督促状を発する日から10日以内を限度とする督促状を、納付期限20日以内に発行しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による督促をした場合は、当該使用料の納期限の翌日から納付までの期間に応じ、納付すべき金額（その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）について年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	行政手続条例第13条第2項第4号
備考	処分はそれぞれの行政財産を所管する課で対応する。

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	財政課
処分の名称	手数料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市手数料条例本則
基準規定	周南市手数料条例第2条第1項;第4条;別表
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	行政手続条例第13条第2項第4号
備考	処分はそれぞれの手数料を所管する課で対応する。

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	財政課
処分の名称	過料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市手数料条例本則
基準規定	周南市手数料条例第8条
処分基準	<p>周南市手数料条例第8条 （過料）</p> <p>第8条 詐欺その他不正な行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	処分はそれぞれの手数料を所管する課で対応する。